

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 6 日

各市町村国民健康保険主管課長 様
各市町村後期高齢者医療主管課長 様
京都府後期高齢者医療広域連合事務局長 様

京都府健康福祉部医療保険政策課長

東日本大震災により被災した福島県の国民健康保険及び
後期高齢者医療制度の被保険者に係る平成30年3月以降の
一部負担金免除措置の延長について（依頼）

福島県保健福祉部長から、東日本大震災により被災した福島県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした平成30年3月以降の一部負担金の免除措置について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、本府内に避難している被保険者から、一部負担金に関するお問い合わせがあった場合につきましては、加入されている医療保険の保険者へ連絡するようお伝えいただくなど、周知について御協力をお願いします。

担 当	国保改革担当 : 075-414-4613 あんしん医療推進担当 : 075-414-4629
-----	--

29保第3293号
平成30年2月23日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療制度主管部長 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

東日本大震災により被災した当県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る平成30年3月以降の一部負担金免除措置の延長について（依頼）

当県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、当県の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度における取扱いにつきましては平成30年2月5日付け厚生労働省からの事務連絡を受け、下記のとおり一部負担金の免除措置を延長することとしましたので、御承知いただくとともに、貴管下の市町村及び関係機関等へお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「一部負担金等免除証明書」につきまして、被保険者からの問い合わせがあった場合は、震災前の住所地があった市町村あるいは当県後期高齢者医療広域連合あて連絡するよう、御指導についてよろしくお願いいたします。

おって、下記内容については、当県（国民健康保険課）のホームページにも掲載しております。

記

1 一部負担金の免除措置期間について

(1) 帰還困難区域等（※1）の住民の方、上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の住民の方は、平成31年2月28日まで延長となります。（※4）

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

（※2）国民健康保険の例では、世帯に属する全ての被保険者の所得の合算額について、633万円を超える世帯。

（※3）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域。

なお、上位所得層の判定は、前年の所得をもとに7月31日付けで行われる予定であるため、平成30年7月31日までの免除証明書を持っていた方が上位所得層と判定された場合、8月1日以降は免除対象から外れることになります。

（※4）震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(2) 旧避難指示区域等(※3)の上位所得層の住民の方及び東日本大震災による被災区域(上記(1)以外)の住民のうち、住家の全半壊等の免除要件に該当する国民健康保険の被保険者の免除措置については、保険者により対応が異なることから、各保険者に照会いただきますようお願いいたします。

2 免除証明書について

保険医療機関の窓口においては、被保険者から提示される免除証明書により有効期限を確認の上対応いただきますようお願いいたします。

事務担当 国民健康保険課 主査 穂住 敬子 電話 024-521-7203

電子メール<kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp>

【福島県ホームページ】<http://www.pref.fukushima.jp/>

[トップページ](#) > [組織別案内](#) > [保健福祉部](#) > [国民健康保険課](#)

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
福島市	国保年金課	024-535-1111	棚倉町	住民課	0247-33-2116
二本松市	国保年金課	0243-55-5106	矢祭町	町民福祉課	0247-46-4573
郡山市	国民健康保険課	024-924-2146	塙町	健康福祉課	0247-43-2115
須賀川市	保険年金課	0248-88-9136	鮫川村	住民福祉課	0247-49-3112
白河市	国保年金課	0248-22-1111	西郷村	福祉課	0248-25-1449
会津若松市	国保年金課	0242-39-1244	泉崎村	住民福祉課	0248-53-2112
喜多方市	保健課	0241-24-5224	中島村	住民生活課	0248-52-2112
いわき市	国保年金課	0246-22-7577	矢吹町	保健福祉課	0248-44-2300
相馬市	保険年金課	0244-37-2140	石川町	町民生活課	0247-26-9121
川俣町	保健福祉課	024-566-2111	玉川村	健康福祉課	0247-57-4623
桑折町	保健福祉課	024-582-1133	平田村	住民課	0247-55-3112
国見町	保健福祉課	024-585-2785	浅川町	保健福祉課	0247-36-4123
大玉村	住民生活課	0243-24-8090	古殿町	住民税務課	0247-53-4618
鏡石町	税務町民課	0248-62-2112	三春町	保健福祉課	0247-62-3166
天栄村	住民福祉課	0248-82-2119	小野町	町民生活課	0247-72-6933
南会津町	住民生活課	0241-62-6120	広野町	健康福祉課	0240-27-2113
下郷町	町民課	0241-69-1133	楡葉町	住民福祉課	0240-23-6102
檜枝岐村	住民課	0241-75-2502	富岡町	健康福祉課	0240-22-9001
只見町	保健福祉課	0241-84-7005	川内村	住民課	0240-38-2113
磐梯町	町民課	0242-74-1215	大熊町(移転中)	住民課	0242-26-3844
猪苗代町	町民生活課	0242-62-2114	双葉町(移転中)	健康福祉課	0246-84-5205
北塩原村	住民課	0241-23-3113	浪江町	健康保険課	0240-34-0242
西会津町	健康福祉課	0241-45-2214	葛尾村	住民生活課	0240-29-2112
会津坂下町	生活課	0242-84-1501	新地町	健康福祉課	0244-62-2931
湯川村	住民課	0241-27-8830	飯舘村	住民課	0244-42-1619
柳津町	町民課	0241-42-2118	田村市	市民課	0247-82-1112
会津美里町	健康ほけん課	0242-55-1145	南相馬市	市民課	0244-24-5233
三島町	町民課	0241-48-5565	伊達市	国保年金課	024-575-1198
金山町	住民課	0241-54-5135	本宮市	市民課	0243-24-5342
昭和村	総務課	0241-57-2115	福島県後期高齢者医療広域連合	給付係	024-528-9024